解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

山口県周南市江の宮町七番二六号

有限会社エノミー商事

清算人　守本　裕子

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

香川県高松市香西北町一四番地

有限会社上伸

清算人　高野　繁樹

解散公告

当社は、平成二十七年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

福岡県北九州市門司区長谷二丁目八番一号

有限会社あいわ

代表清算人　山本　繁雄

解散公告

当社は、平成二十七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

熊本市東区山ノ神一丁目三番一〇三号

東和ネオン株式会社

代表清算人　萩原　徹

解散公告

当社は、平成二十七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

宮崎県延岡市小野町六六七九番地二

有限会社佐野興業

清算人　佐野　厚子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月六日開催の社員総会の決議並びに平成二十七年八月六日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

熊本市北区清水亀井町二〇番一五号

医療法人社団仁竹会

清算人　谷口　正信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

横浜市泉区中田西一丁目二番一号

医療法人社団緑命会

清算人　志波　広輔

解散公告（第二回）

当法人は、医療法人の廃止により、平成二十七年八月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

愛知県豊橋市牟呂町字扇田一六番地の一

医療法人リリー

清算人　栗原　英史

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年七月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

愛知県大府市中央町五丁目七〇番地

大府市土地開発公社

清算人代表　久野　孝保

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年七月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

兵庫県洲本市塩屋一丁目二番三二号

淡路島土地開発公社

代表清算人　森　和重

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月二十九日社員欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

兵庫県宝塚市仁川北三丁目七番一七号

医療法人社団杉本内科医院

代表清算人　杉本　照子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、昭和五十四年十月二日、高知県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月七日

高知県高岡郡四万十町七里一〇二九番地

清算法人窪川町七里土地改良区

清算人　南部　大海

配当公告

三重県四日市市垂坂町五一九番地

破産者　東海化成株式会社

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十年（フ）第六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金五二八、八九一、一八六円

優先債権　金三五、五四〇、〇〇〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金四三、六三四、四〇八円

優先債権　金三五、五四〇、〇〇〇円

平成二十七年九月七日

三重県四日市市三栄町四番九号　コーポタルトク一階　リベラ法律事務所

破産管財人　弁護士　塚越　正光

配当公告

兵庫県姫路市夢前町山富一三番地の二

破産者　株式会社姫路書写ゴルフ場

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第九五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一八、七九二、四一八円

一、配当することのできる金額

金二〇二、七九六、八五〇円

平成二十七年九月七日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階

破産管財人　弁護士　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一三条西九丁目一〇〇番地、最後の住所札幌市北区篠路一〇条三丁目三番二七号　被相続人　亡　久末　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月七日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番一六七

南一条法務税務センター九階桶谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　椎木　仁美

第５期決算公告

平成25年6月25日

東京都千代田区神田神保町三丁目29番１号

株式会社ソーシャルトレード

代表取締役　杉村　武亮

貸借対照表の要旨

（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,984
	固定資産	463
	繰延資産	83
	合計	2,531
純資産の部負債及び	流動負債	4,530
	株主資本	△ 1,999
	資本金	250
	利益剰余金	△ 2,249
	その他利益剰余金	△ 2,249
	（うち当期純損失）	(4,378)
	合計	2,531